

3月13日以降の市職員のマスク着用について

国の方針（令和5年2月10日付「マスク着用の考え方を見直し等について」）に基づく、3月13日以降の市職員のマスク着用について、以下のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

1. 職員のマスク着用

- ①執務室、会議室等においては、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとします。
- ②ただし、次のような場面においては、マスクの着用を推奨しています。
 - ・高齢者等重症化リスクが高い方を含む、不特定多数の方と接するとき（庁舎内窓口等）
 - ・出張時等において、混雑した電車やバスに乗車するとき

2. パーテーション等の取扱い

感染対策として、執務室や窓口等に設置しているパーテーション、手指消毒液等については、継続することとします。

3. その他

基本的な感染対策（三密（密接・密集・密閉）の回避、こまめな手洗い、手指等の消毒、換気等）を、引き続き励行し、感染防止に努めます。

◆マスク着用の考え方を見直し等について（令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html

◆新型コロナウイルス感染症の感染防止に係るマスクの着用の今後の対応について（令和5年3月7日人事院）
https://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/10_nouritu/1021000_R5shokushoku77.html

【お問い合わせ先】

舞鶴市 人事室 人事課 柳橋 電話 0773-66-1066